



名 鍍 会 報 告

H23. 10

8月22日に、名鍍会の8月例会を行いました。今回は一般財団法人東海技術センター様にお越しいただき、「土壌調査について」というテーマでご講演いただきました。

有機溶剤等の揮発性有機化合物（VOC）、六価クロム化合物・シアン化合物等の重金属、農薬に分類されるPCBなどの土壌汚染を引き起こす汚染物質は、めっき工場で使用されているものが多く、大きな問題となっています。そのため今回は、名鍍会と鍍金組合との合同での例会となりました。



内容は、昨年4月に施工された「改正土壌汚染対策法」をもとに、土壌汚染調査をする契機、進め方、事例紹介等を具体的に説明いただきました。

土壌の調査の進め方としては、大きく3段階に分けられます。第1段階は土地履歴調査で、公的に入手可能な現在と過去の土地利用状況、対象地域の地質・地下水の情報を調べると共に、現地調査とヒアリング、文書の照査から土壌汚染の可能性について評価します。第2段階は土壌調査で、まずは土壌ガス調査、表層土壌調査によって、有害物質による土壌汚染の有無を確認します。この際汚染が検出された場合、詳細調査で汚染箇所のサンプリング箇所を多くし、汚染の平面的な広がりを把握し、ボーリングにより汚染の深さを把握します。同時に土壌汚染に起因する地下水調査も実施します。第3段階は、汚染が認められた場合の対策工事の設計と実施です。汚染除去等の措置として、立入禁止措置・舗装措置・覆土措置等の封じ込み、原位置抽出・原位置分解処理等の原位置浄化、掘削除去の設計をして実施します。掘削除去の場合、2～3m掘り出し入替をすると、1㎡あたり3万円の対策費用が必要との事でした。



不動産売買の際や、土壌汚染対策法で定められる特定有害物質を使用する私たちは、今後さらに関心を持ち注意を払って行くべき問題なので、今回改めて勉強できたかと思えます。

Y. A 記